

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ もらった資産の減価償却

Q : 当社は昨年、自社ビルの完成に伴い取引先から応接セット一式の寄贈を受けました。

ところで、この応接セットについて減価償却はできるのでしょうか。応接セットは時価50万円程度です。

A : 減価償却できます。

【解説】

贈与によって取得した減価償却資産、例えば新築祝い等として取引先から贈与を受けた資産は、取得時の時価（事業の用に供するための費用があるときはこれを加算します）を取得価額とし、受贈益の計上をしなければなりません。

時価に比べて低い価額で譲り受けた資産についても時価を取得価額とし、時価と譲受価額との差額について低廉譲受益の計上が必要です。

ご質問の場合、取引先からもらった応接セットは、時価（50万円）で取得したことになり、この価額（50万円）と、その応接セットを事業用として使用するために直接要した費用があればその合計額を器具及び備品の取得価額として、会社が採用している減価償却方法により、減価償却計算ができます。

具体的には、次のように処理することになります。

(1) 受贈時

器具及び備品500,000円／受贈益500,000円

(2) 決算時

減価償却費 ××円／器具及び備品 ××円

